

# 「高潮浸水想定区域図」の公表について

令和 3 年 8 月  
広島 県

広島県では、近年国内外で地球温暖化などによる気候変動に伴い、想定を超える浸水被害が多発していることから、平成 27 年に水防法が改正され、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制の充実・強化が求められており、我が国における既往最大規模の台風を前提とした高潮浸水想定区域図を公表します。

なお、この度は『**高潮浸水想定区域の指定**』は行いませんので、**宅地建物取引業法施行規則改正（令和 2 年 8 月 28 日施行）に伴う重要事項の説明には該当しませんが、浸水リスクを住民等の方に知っていただくためにも説明への御協力よろしくお願ひ致します。**

## 高潮浸水想定区域が指定されると？

- ・不動産取引時において、取引対象物件が高潮浸水想定区域内かつ市町が提供する図面（高潮ハザードマップ）があるときは、その旨を取引の相手方に説明する義務があります。
- ・市町は、高潮浸水想定区域に基づいて高潮ハザードマップの作成・周知をしなければなりません。
- ・高潮浸水想定区域内にある地下街、社会福祉施設、学校、医療施設、大規模な工場等で、施設利用者の高潮発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地が市町地域防災計画に記載されることとなります。
- ・市町地域防災計画に名称及び所在地が記載された施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市町長に報告するとともに、公表しなければなりません。また、避難訓練を行うとともに、その結果を市町長に報告しなければなりません。

## 高潮浸水想定区域図の公表内容

### ①想定し得る最大規模の高潮により浸水が想定される範囲

（対象 14 市町：広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町）

### ②浸水が想定される範囲における浸水深さ

浸水深（浸水範囲を 10 メートルメッシュ単位に区分けし、それぞれのメッシュ毎に 8 段階の色分けにより、浸水深さを表示する。）

## 高潮浸水想定区域の公表スケジュール及び確認方法

公表【令和 3 年 8 月 19 日（木）正午】

### ・インターネット

「広島県 HP」

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/103/souteisaidaitakashio.html>)

「高潮・津波災害ポータルひろしま」

(<http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>)

### ・紙媒体

県庁や関係地方機関、関係市町において閲覧可能

お問合せ先

広島県 土木建築局 港湾漁港整備課  
海岸防災グループ (Tel.082-228-0976)

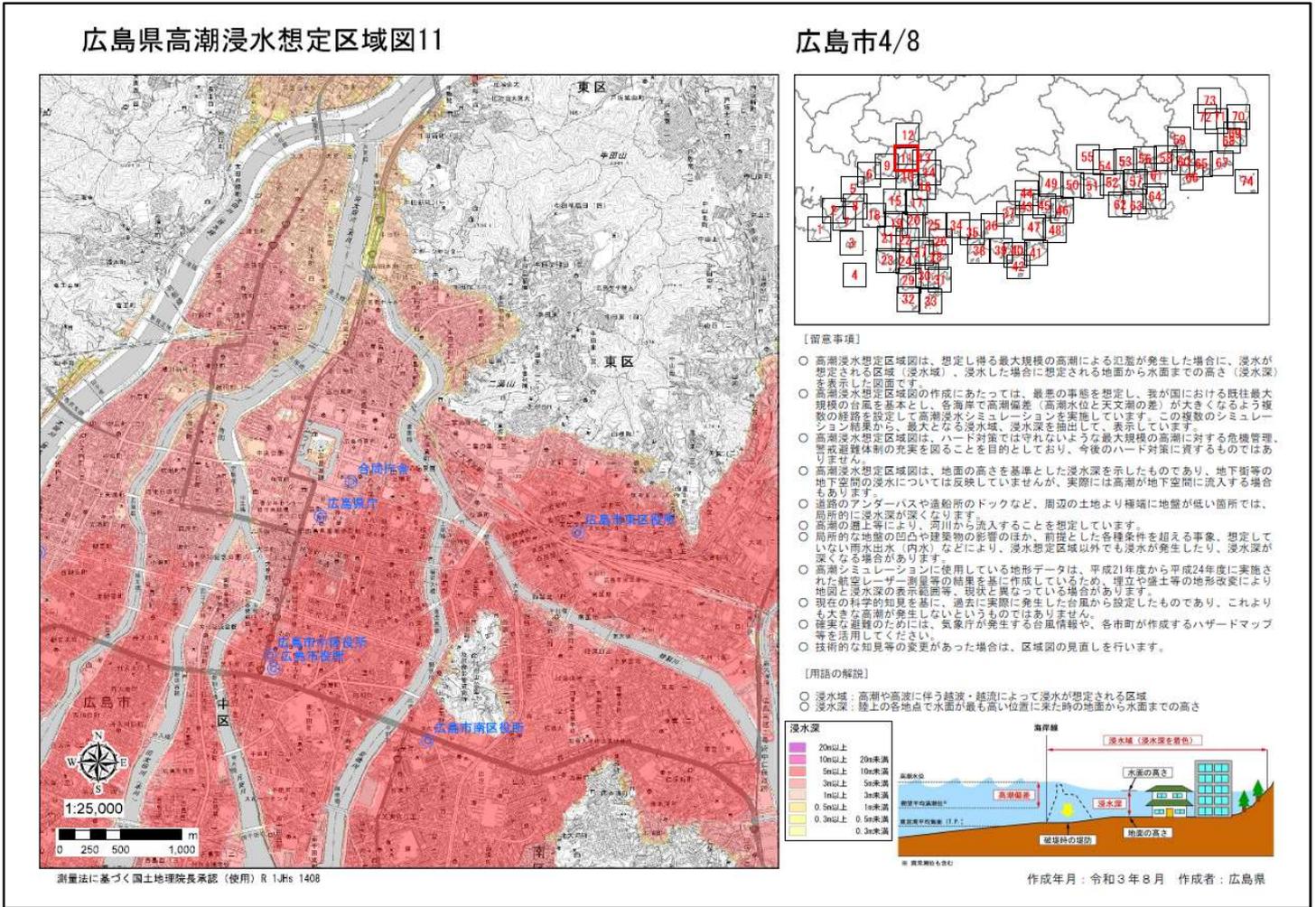
## 広島県 HP



## 高潮・津波災害ポータルひろしま



○高潮浸水想定区域図のイメージ



○重要事項説明書（一部抜粋）

1 1 水防法の規定により市町村の長が提供する図面（水害ハザードマップ）における当該宅地建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水		雨水出水（内水）		高潮	
	有	無	有	無	有	無
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地						

高潮浸水想定区域の指定及び該当市町において高潮ハザードマップの提供がある場合⇒“有”  
⇒【R3.8.19 現在】高潮浸水想定区域の指定は広島県において未指定のため、重要事項説明義務なし

○広島県における高潮浸水想定区域図の取組まとめ

想定台風等	公表	水防法に基づく	重要事項説明
30年確率波浪	平成20年8月	×	×
伊勢湾台風(規模)＋ルース台風(経路)	平成20年8月	×	×
想定最大規模の台風	令和3年8月	○	×

※高潮浸水想定区域を指定した場合⇒○